

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育
- ⑧ 作業環境測定（特別教育）
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ **健康管理手帳**
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和6年10月】

【問 8】 次の有害業務に従事した者のうち、離職の際に又は離職の後に、法令に基づく健康管理手帳の交付対象とならないものはどれか。

- (1) ジアニシジンを取り扱う業務に3か月以上従事した者
- (2) ベーターナフチルアミンを取り扱う業務に3か月以上従事した者
- (3) ベンジジンを取り扱う業務に3か月以上従事した者
- (4) 水銀を取り扱う業務に5年以上従事した者
- (5) 粉じん作業に従事した者で、じん肺管理区分が管理二又は管理三のもの

▶▶解説◀◀

安衛法第67条（健康管理手帳）、安衛令第23条（健康管理手帳の交付）第1項

- (1) (2) (3) (5) 交付対象となる
- (4) 交付対象とならない

解答 (4)

【令和元年10月】

【問 9】 次の有害業務に従事した者のうち、離職の際に又は離職の後に、法令に基づく健康管理手帳の交付対象となるものはどれか。

- (1) ビス（クロロメチル）エーテルを取り扱う業務に3年以上従事した者
- (2) 硝酸を取り扱う業務に5年以上従事した者
- (3) 鉛化合物を製造する業務に7年以上従事した者
- (4) ベンゼンを取り扱う業務に10年以上従事した者
- (5) 粉じん作業に従事した者で、じん肺管理区分が管理一の者

▶▶解説◀◀

安衛令第23条（健康管理手帳を交付する業務）。安衛則第53条（健康管理手帳の交付）。

- (1) 対象となる：安衛法第67条（健康管理手帳）第1項、安衛令第23条第1項⑦。
- (2) (3) (4) (5) 対象外

解答 (1)

【平成 31 年 4 月】

【問 9】 次の有害業務に従事した者のうち、離職の際に又は離職の後に、法令に基づく健康管理手帳の交付対象となるものはどれか。

- (1) ビス（クロロメチル）エーテルを取り扱う業務に 3 年以上従事した者
- (2) 硝酸を取り扱う業務に 5 年以上従事した者
- (3) 鉛化合物を製造する業務に 7 年以上従事した者
- (4) メタノールを取り扱う業務に 10 年以上従事した者
- (5) 粉じん作業に従事した者で、じん肺管理区分が管理一の者

▶▶解説◀◀

安衛令第 23 条（健康管理手帳を交付する業務）。安衛則第 53 条（健康管理手帳の交付）

- (1) **対象となる**：安衛法第 67 条（健康管理手帳）第 1 項、安衛令第 23 条第 1 項⑦。
- (2) (3) (4) (5) 対象外

解答 (1)

【平成 30 年 4 月】

【問 8】 次の有害業務に従事した者のうち、離職の際に又は離職の後に、法令に基づく健康管理手帳の交付対象となるものはどれか。

- (1) ビス（クロロメチル）エーテルを取り扱う業務に 3 年以上従事した者
- (2) 硝酸を取り扱う業務に 5 年以上従事した者
- (3) 鉛化合物を製造する業務に 7 年以上従事した者
- (4) メタノールを取り扱う業務に 10 年以上従事した者
- (5) 水銀を取り扱う業務に 3 年以上従事した者

▶▶解説◀◀

- (1) **対象となる**：安衛令第 23 条第 1 項⑦。
- (2) (3) (4) (5) 対象外

安衛法第 67 条（健康管理手帳）、安衛令第 23 条（健康管理手帳を工具する業務）。安衛則第 53 条（健康管理手帳の交付）。硝酸、鉛、メタノール、水銀を取り扱う業務は対象とはならない。

解答 (1)